

「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の改正について

2023年1月1日付で「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」の改正を行います。

変更後	変更前
<p>第1条（省略）</p> <p>第2条 1～10（省略）</p> <p>11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において<u>満18歳以上</u>である居住者のお客様に限ります。</p> <p>第2条の2～第17条（省略）</p> <p><u>附則</u> <u>（実施日）</u> <u>この約款は、2023年1月1日から実施する。</u></p> <p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款にかかる期限</p> <p>[当組合が別に定める期限] (省略)</p>	<p>第1条（省略）</p> <p>第2条 1～10（省略）</p> <p>11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において<u>満20歳以上</u>である居住者のお客様に限ります。</p> <p>第2条の2～第17条（省略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款にかかる期限</p> <p>[当組合が別に定める期限] (省略)</p>

以上